

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務
公募型プロポーザル仕様書

1 委託業務名

ローカルエアーで結ぶ地方観光のネットワーク化事業・広報クリエイティブ等事務局委託業務（以下、「本事業」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 事業概要

ひょうご観光本部は、県内空港における国内就航路線の航空会社及び就航先DMO等と連携し、相互に観光地の魅力を見出した情報発信を実施するなど、観光市場の活性化を図ることとしている。

令和5年度は全国12都市（羽田を除く）とのネットワークを有する神戸空港の就航先DMO等との連携を強化し、将来的に、同空港でつながる全ての就航先と「ローカルtoローカル」のネットワーク構築を目指している。

そのため、ネットワーク構築のため本事業の広報活動を行うべく、およそ1万人のメールマガジン会員（アンバサダー）を持つランディングページと、その中でも積極的に本事業へ関与する上級アンバサダーを集めたファンコミュニティサイトの2つを運用する。

については、効率的に事業を推進するため、広報及びクリエイティブ等に係る事務局業務を委託する。

4 実施主体

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「委託者」という。）

5 委託料の上限額

委託料の上限額は4,700千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

6 委託業務内容

およそ1万人のメールマガジン会員（アンバサダー）を持つランディングページと、その中でも積極的に本事業へ関与する上級アンバサダーを集めたファンコミュニティサイトの2つを運用すること。

なお、運用に関しては下記の表のとおりスキームでの運用を予定している。

機能	備考
ランディングページ	整備済（代替提案可）
フォーム作成ツール	整備済（代替提案可）
メールマガジン配信ツール	整備済（代替提案可）
ファンコミュニティサイト（CRM）	新規構築

(1) ランディングページの保守管理

委託者より提示する、本事業についての情報を発信するランディングページの適正な保守管理を行う。月々のランディングページ掲出に係るサーバ使用料については別途委託者が負担する。

(2) フォーム作成ツールの管理・運用

委託者より提示する、本事業にて使用するフォーム作成ツールの管理・運用を行うこと。月々のフォーム作成ツール使用料については別途委託者が負担する。

(3) メールマガジン配信ツールの管理・運用

委託者より提示する、本事業にて使用するメールマガジン配信ツールの管理・運用を行うこと。月々のメールマガジン配信ツール使用料については別途委託者が負担する。

(4) ファンコミュニティサイト（CRM）の構築・管理・運営

① 本事業にて使用するファンコミュニティサイト（CRM）を構築する。

ア ファンコミュニティサイトの会員数は500人を上限とする。

イ ファンコミュニティサイト会員に対する情報発信機能を有すること。

ウ 称号やバッジ付与機能を有すること。

② 本事業にて使用するファンコミュニティサイト（CRM）を適正な管理・運営を行う。

(5) 本事業に関わる事務

① 1万人のメールマガジン会員（アンバサダー）に関する事務

ア アンケート実施時のフォームの作成

必要に応じてフォーム作成ツール等を使用し、任意のアンケートフォームを作成・運用すること。

イ メールマガジンの配信

アンバサダーに向け、定期的にメールマガジンを配信する。

メールマガジンの配信頻度は月に1回程度とする。

配信する際には、メールマガジン文案を作成及び校正作業を行うこと。

② 上級アンバサダーを集めたファンコミュニティサイトに関する事務

ア ファンコミュニティサイト会員300人を選定すること。

300人の募集・選定方法については委託者と別途協議し選定すること。

イ アンケート実施時のフォームの作成

必要に応じてフォーム作成ツール等を使用し、任意のアンケートフォームを作成・運用すること。

ウ ファンコミュニティ向けの情報発信

ファンコミュニティに向け、定期的に情報発信を行う。

発信する際には、文案を作成及び校正作業を行うこと。

エ 旅行商品（または航空チケット）プレゼントキャンペーンを行う。

キャンペーンの実施概要は以下の通りとする。

- ・キャンペーンは1年間に2回行う。なお実施日は委託者と協議の上決定とする。
- ・キャンペーン応募者の募集、集計、選定を行う。
- ・キャンペーン当選者へ旅行商品（または航空チケット）の手配を行う。
- ・プレゼントキャンペーン1回の当選者数は下記のとおりとする。

【兵庫県発】

青森県着	茨城県着	長野県着
2組4人	2組4人	2組4人

【兵庫県着】

青森県発	茨城県発	長野県発
1組2人	1組2人	1組2人

- ・旅行商品（または航空チケット）の費用については委託料とは別途に委託者が負担する。
- ・当選者には就航地の旅行体験を自身のSNSで発信するよう当該発信に係る説明、フォローを行うこと。
- ・誹謗中傷や公序良俗に反する内容の場合は投稿の修正や削除を依頼すること。
- ・旅行商品（または航空チケット）の手配においてトラブルが発生した場合は受託者の責任において解決すること。

③ 関係団体との連絡調整に関する事務

上記①及び②の実施に係る関係団体との連絡調整を行う。

7 事業スケジュール

内 容	日 程
ランディングページ運用開始	5月上旬
CRM構築・ファンコミュニティサイト会員の選別	5月中旬
CRMでの情報発信	随時
メールマガジンの配信	随時
旅行商品（または航空チケット）プレゼントキャンペーン 第1回目	6月上旬
旅行商品（または航空チケット）プレゼントキャンペーン 第2回目	11月

8 成果物の提出

(1) 成果物

受託者は、本事業が完了したとき、「事業完了報告書」を作成し、紙媒体及び電子データを委託者に提出しなければならない。

電子データはメディア（CDまたはDVD）に記録し提出すること。

また、本事業を通じて得たアンバサダー・ファンコミュニティサイト会員データについても提出すること。

なお、各ファイルには内容が判別できるファイル名を付与し、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(3) 部数

5部（紙媒体）及び電子データ

(4) 提出期限

令和6年3月29日（金）17時00分

9 精算・支払い

請求書を受領後、令和6年4月末日までに精算を行う。なお、部分払いについては協議のうえ認めることがある。

10 著作権・肖像権

受託者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が内容に留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

11 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のたえに必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

13 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

14 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約情報は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の 10 分の 1 の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記（1）により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする

18 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に定めのない事項、又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。